

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 (全項目評価書)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・山梨県は県税の賦課徴収に関わる事務を行うため、山梨県税務システムを使用している。
- ・当該システムの運用維持管理業務は外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いに関して必要な事項については、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を委託契約に含めて締結し、これらの遵守を求めている。
- ・また、個人情報の大量漏えい等の脅威に対抗するため「税務システムセキュリティ実施手順書」を定め、人的情報セキュリティ対策、物理的情報セキュリティ対策、技術的情報セキュリティ対策及び運用による情報セキュリティ対策を講じている。

## 評価実施機関名

山梨県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

令和5年3月13日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
②事務の内容 ※	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>・地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収又は地方法人特別税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務(個人事業税、不動産取得税、自動車税等)</li><li>2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務</li><li>3. 滞納者情報による催告書等送付や滞納整理を行う滞納整理業務</li><li>4. 納税者のあて名情報の管理を行うあて名管理業務</li></ol> <p>①納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受け付け、確認を行う。</p> <p>②関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。</p> <p>③必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。</p> <p>④①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。</p> <p>⑤①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。</p> <p>⑥納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。</p> <p>⑦納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。</p> <p>⑧納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。</p> <p>⑨⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。</p> <p>⑩納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</p> <p>⑪(⑫)督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。</p> <p>※「(別添1)事務の内容」を参照</p>
③対象人数	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

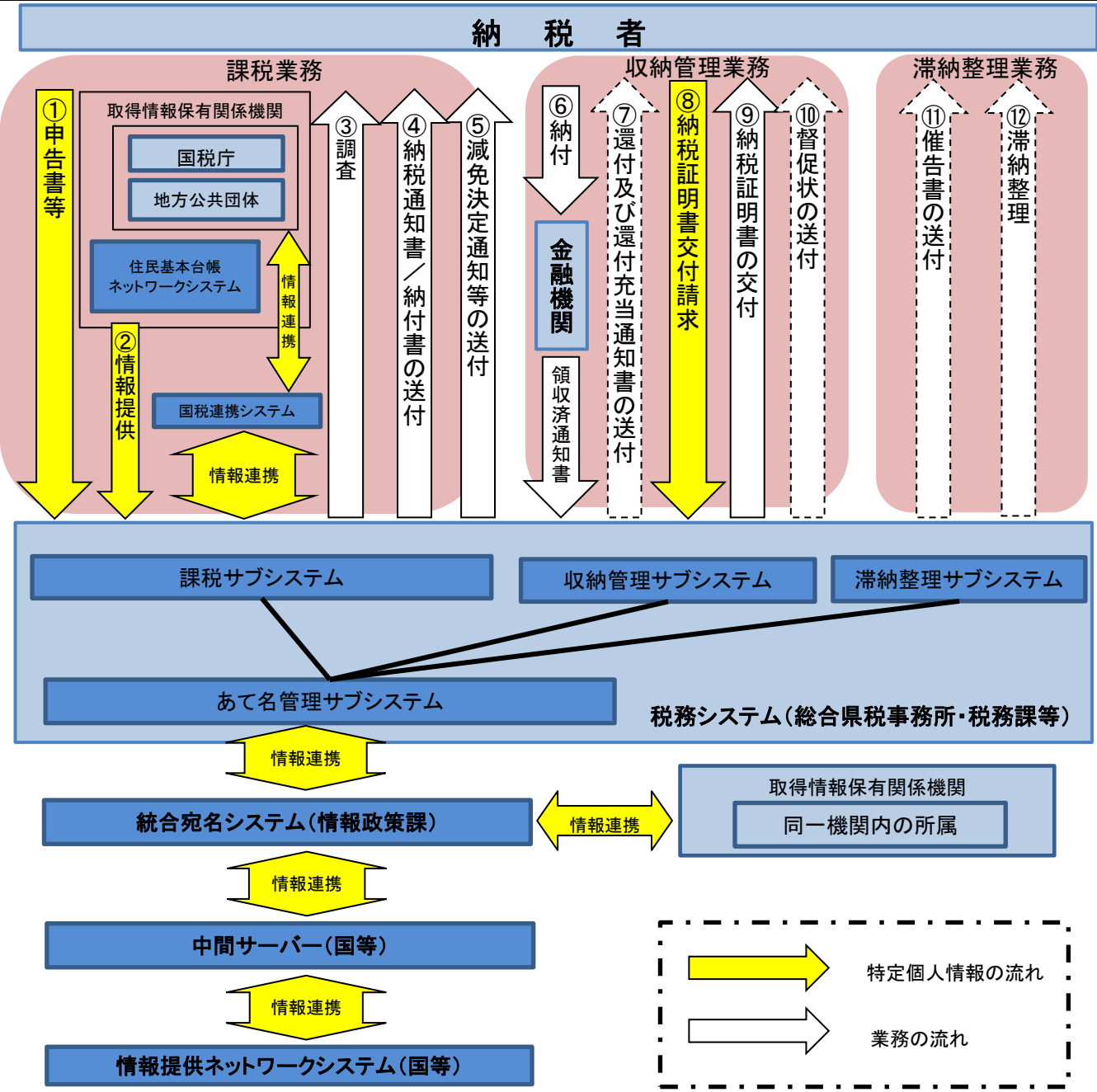
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する電算処理</p> <p>・地方法人特別税等に関する暫定措置法による地方法人特別税の賦課徴収に関する電算処理</p> <p>(1)課税サブシステム 課税、減免等の課税管理業務を行う。</p> <p>(2)収納管理サブシステム 収納、還付、充当、納税証明書、督促状送付等の収納管理業務を行う。</p> <p>(3)滞納整理サブシステム 催告書送付や滞納処分の状況及び折衝記録の管理等の滞納整理業務を行う。</p> <p>(4)あて名管理サブシステム 納税者のあて名管理業務を行う。</p>
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ] その他 ( )

システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>(1) 統合宛名番号付番機能 既存業務システムから個人番号・業務管理番号等を受け付け、統合宛名番号の発番・紐付けを行う機能</p> <p>(2) 宛名情報等管理機能 統合宛名番号を主キーとして保有する情報を適切に管理する機能</p> <p>(3) 中間サーバー連携機能 中間サーバーに対して、他団体との情報照会データを連携する機能</p> <p>(4) 既存業務システム連携機能 既存業務システムから特定個人情報を受け取り中間サーバーに対して登録する機能</p> <p>(5) 符号取得支援機能 中間サーバーに対し、符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能</p> <p>(6) 共通変換機能 入出力データの形式(文字コード・桁数等)を変換する機能</p> <p>(7) データ送受信機能 既存業務システムと中間サーバーのデータ送受信を行う機能</p> <p>(8) 職員認証・権限管理機能 職員認証により、アクセス制御を行い、ユーザー単位にアクセス権限を設定する機能</p> <p>(9) ログ取得機能 個人番号の取扱い等に係わるログを証跡として管理する機能</p> <p>(10) オンライン業務機能 中間サーバー接続端末に代り、画面から情報照会／情報提供を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ <input type="radio"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバー )</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>(1) 符号管理機能 情報照会に用いる個人の識別子である「符号(※)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理するための機能</p> <p>(2) 情報照会側機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>(5) 情報提供記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>(6) 情報提供データベース機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で、情報照会、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> <p>(※) 特定個人情報(連携対象)の照会及び提供には、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載)								
②システムの機能	<p>(1)本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>(2)都道府県他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 自都道府県他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>(3)本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>(4)機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>(5)本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(6)本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ( )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ( )									
システム5									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	<p>国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付するシステムであり、以下の機能を有する。</p> <p>(1)データ受信機能: 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する</p> <p>(2)団体間回送機能: 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する等の機能を有する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )									
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> その他 ( )								

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
税務システムデータベースファイル	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税の賦課徴収又は調査に関する事務において個人番号を利用することで、公平・公正かつ効率的な事務運営を実現する必要がある。</li> <li>・県税に関する行政手続に個人番号を利用することで、申請、届出その他の事務の合理化を図り、納税者の利便性の向上を実現する必要がある。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の特定を効率的に行うことで、公平・公正かつ迅速な賦課徴収を行うことができる。</li> <li>・県税の減免申請などの手続きにおいて証明書類の添付を省略できるなど、手続の簡素化により納税者の負担を軽減できる。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第16項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号及び同法別表第二の第28項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条</li> </ul>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。
- ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。
- ⑦ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。
- ⑧ 納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。
- ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪ ⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正かつ効率的な賦課徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="radio"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="radio"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="radio"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="radio"/> ] 国税関係情報 [ <input type="radio"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	(1)個人番号及びその他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 (2)基本4情報 ①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のために保有 (3)国税関係情報 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有 (4)地方税関係情報 地方税の賦課徴収を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月14日
⑥事務担当部署	山梨県総務部税務課



3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム )								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人又は本人の代理人から申告等を受ける都度</li> <li>・国税庁、他の地方公共団体から税情報等の提供を受ける都度</li> <li>・基本4情報、個人番号の確認が必要な都度</li> </ul> (いずれも年間を通じて日次で随時の入手を行っている)								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告等からの情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人又は代理人から提供を受ける。</li> <li>・国税庁又は他の地方公共団体からは、県税の賦課徴収のため、法令に基づき税情報若しくは減免決定等に必要情報の提供を受ける。</li> <li>・基本4情報及び個人番号は、真正性の確認のため住民基本台帳ネットワークシステムより取得する。</li> </ul>								
⑤本人への明示	地方税法その他の地方税に関する法律及び山梨県県税条例等に基づいた番号利用事務により入手することで、本人に利用目的が明示される。また、情報提供ネットワークによる入手を行う場合は、番号法等によりその利用目的が明示される。								
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正かつ効率的な賦課徴収を行うため。								
変更の妥当性									
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部税務課、総合県税事務所							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		(1)課税に係わる業務 課税、減免等の課税管理業務 (2)収納管理に係わる業務 収納、還付・充当等の収納管理業務 (3)滞納整理に係わる業務 催告書送付や滞納・処分等の滞納整理業務 (4)あて名管理に係わる業務 納税者のあて名管理業務							
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書等の内容と、システム内で保有する納税者情報との突合を行う。</li> <li>・システム内で保管する納税者情報と、各種機関又は関連システムから入手した情報との突合を行う。</li> </ul>							
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。							
権利利益に影響を与え得る決定 ※	地方税関係情報及び障害者関係情報等により、地方税の賦課・減免決定、滞納処分等を行う。								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件
委託事項1	山梨県税務システム運用維持管理委託業務
①委託内容	山梨県税務システムの運用維持管理に係わる委託業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その妥当性	税務システムの開発及び運用業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務システムの運用維持管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断している。
⑨再委託事項	税務システムの運用維持管理業務の一部

<b>委託事項2</b>		電子申告支援サービス等の提供に関する業務委託
<b>①委託内容</b>		国税連携システム上の国税連携サービスの提供
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	その妥当性	国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データの提供を国税庁から受けている。
<b>③委託先における取扱者数</b>		[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。
<b>⑥委託先名</b>		入札結果(随意契約結果)のとおり。
再委託	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	[ 再委託する ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断している。
	<b>⑨再委託事項</b>	国税連携システム利用のための環境の維持管理

<b>委託事項3</b>		税務システムデータエントリー業務委託	
①委託内容		県税データ作成及び入力帳票等の配達業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	不動産取得税に係る納税者	
	その妥当性	システム入力業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。	
⑥委託先名		株式会社ワイ・シー・シー・データエントリー	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断している。	
	⑨再委託事項	県税データ作成及び入力帳票等の配達業務の一部	

<b>委託事項4</b>		自動車税納税通知書作成等業務委託	
<b>①委託内容</b>		自動車税定期賦課納税通知書の帳票作成等	
<b>②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>		[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の 数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	自動車税の納税者	
	その妥当性	コンビニ収納が可能な様式によるフォーム印刷を大量に短期間で行う必要があるため、特定個人情報ファイルの一部を委託先に提供する必要がある。	
<b>③委託先における取扱者数</b>		[ 10人未満 ]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ○ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
<b>⑤委託先名の確認方法</b>		委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。	
<b>⑥委託先名</b>		入札結果(随意契約結果)のとおり。	
再委託	<b>⑦再委託の有無 ※</b>	[ 再委託する ]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>⑧再委託の許諾方法</b>	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断をしている。	
	<b>⑨再委託事項</b>	自動車税納税通知書作成等委託業務の一部	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 2 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収
③提供する情報	山梨県で賦課しない者に関わる所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	山梨県に事務所、事業所がなく他の都道府県に課税権のある個人事業税の課税調査対象者等
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→LGWAN )
⑦時期・頻度	対象となる情報を取得する都度
提供先2	国、他の都道府県及び市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第10号及び第15号
②提供先における用途	国税及び地方税の賦課徴収事務等
③提供する情報	県税の賦課徴収に関する情報を認められた範囲内で提供する
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税の納税者及び課税調査対象者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	国、他の都道府県及び市町村へ通知等を行う必要が生じた都度

6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		<p>&lt;税務システムにおける措置&gt;  ・税務システムのサーバーはデータセンターに設置されており、データセンターへの入退館は24時間管理され、入館には事前申請と写真付き身分証明書の提示を義務づけている。サーバ室への入退は、生体認証により管理している(事前に生体認証が登録されていない者は入退出することはできない)。また、サーバーラックは保守作業時を除き、施錠されている。  ・監視カメラによって、データセンターへの入退館及びサーバ室への入退室時、ラック周囲、通路等の状況を監視・記録している。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;  電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)の「第3 国税連携ネットワークシステムの環境及び設備」による。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。  ②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[ 定められていない ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
②保管期間	その妥当性	<p>県税の賦課、徴収及び訴訟に対応するため、過去の記録を保存する必要があるが、本県ではあて名情報として個人番号を保有するため、保管期間の始期及び消去の時期を一律に定めることができない。</p>												
③消去方法		<p>&lt;税務システムにおける措置&gt;  ①保存の必要がある年数を経過し、不要となった課税データ等を抽出・消去を行う。  ②申請書等の紙媒体については、専門業者による溶解処理を行う。  ③ディスク交換やハード更改等の際は、税務システムサーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;  ①統合宛名システムの特定個人情報は、原本である税務システムの特定個人情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。  ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムサーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;  ①操作手引書で定められた手順により、権限のある職員が消去する。  ②ディスク交換やハード更改等の際は、国税連携システム(eLTAX)サーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①特定個人情報の消去は山梨県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>												
7. 備考														

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<税務システムデータベースファイル>

### 【テーブル名: 共通番号】

1. 納税者番号、2. 基本情報履歴連番、3. 共通番号、4. 支店番号、5. 人格区分、6. 氏名名称、7. 通称名、8. アルファベット氏名、9. 氏名名称カナ、10. 通称名カナ、11. アルファベット氏名カナ、12. 市町村コード、13. 住所、14. 開始年月日、15. 照会年月日、16. 性別、17. 一括照会フラグ、18. 一括照会状態、19. 真正性確認年月日、20. 真正性確認状態、21. 共通番号取得源、22. 外字情報氏名外字数、23. 外字情報住所外字数、24. 登録年月日、25. 登録事務所コード、26. 登録税目コード、27. 登録事由コード、28. 異動年月日、29. 異動事務所コード、30. 異動税目コード、31. 異動事由コード、32. 統合宛名番号、33. 統合宛名連携年月日、34. 統合宛名連携区分、35. メモ、36. ユーザID、37. 生存状況、38. 外部IF特定キー、39. 外部IF税目コード、40. 外部IF事務所コード

### 【テーブル名: 納税者】

1. 納税者番号、2. 納税者履歴連番、3. 共通番号、4. 人格区分、5. 法人格コード、6. 法人格前後コード、7. 氏名名称、8. 支店営業所名、9. 氏名名称カナ、10. 住所コード、11. 郵便番号、12. 住所、13. 番地、14. 方書、15. カスタマバーコード、16. 検索用氏名名称、17. 検索用支店営業所名、18. 検索用氏名名称カナ、19. 名寄せ用住所、20. 名寄せ用番地、21. 名寄せ用方書、22. 名寄せ用氏名名称、23. 名寄せ用住所所在地、24. 電話番号、25. 携帯電話番号、26. FAX番号、27. メールアドレス、28. 開始年月日、29. 終了年月日、30. 注意喚起区分、31. 名寄せ可否区分、32. 納税者メモ、33. 登録年月日、34. 登録事務所コード、35. 登録税目コード、36. 登録事由コード、37. 異動年月日、38. 異動事務所コード、39. 異動税目コード、40. 異動事由コード、41. ユーザID、42. 本店納税者番号、43. 個人情報非開示、44. 居所区分

### 【テーブル名: 課税あて名】

1. 課税番号、2. 課税あて名履歴連番、3. 事務所コード、4. 税目コード、5. 課税あて名名称、6. 課税あて名住所コード、7. 課税あて名郵便番号、8. 課税あて名住所、9. 課税あて名番地、10. 課税あて名方書、11. 課税あて名カスタマバーコード、12. 課税あて名検索用名称、13. 課税あて名電話番号、14. 課税あて名携帯電話番号、15. 課税あて名FAX番号、16. 課税あて名状態コード、17. 開業開始申請日、18. 開業開始年月日、19. 廃業廃止申請日、20. 廃業廃止年月日、21. 課税あて名メモ、22. 一括異動状態区分、23. 異動年月日、24. 異動事務所コード、25. 異動税目コード、26. 異動事由コード、27. ユーザID

### 【テーブル名: 納税者管理】

1. 課税番号、2. 納税者番号、3. 納税者管理履歴連番、4. 納税者区分、5. 承継者種別、6. 開始年月日、7. 終了年月日、8. 税目コード、9. 送付先区分、10. 気付送付先連番、11. 異動年月日、12. 異動事務所コード、13. 異動税目コード、14. 異動事由コード



### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の法令で定められた範囲のみにおいて、地方税法等により定められた手続・様式により取得するため、納税者本人の情報を取得することとなる。また、他機関から入手する情報も、これらの法令で定められた範囲・方法による取得に限定する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令で定められた様式を納税者本人に示すことで、記載項目以上の情報を入手することの防止に努める。また、他機関から入手する情報は法令で定められる様式等により、システム及びファイルで入手する場合は標準的レイアウトにより提供を受け取るため、必要以上の情報を入手することができない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	法令で定められた手続・様式により特定個人情報の入手を行うことで、その用途を本人に明示し、本人についての必要な情報のみを入手する。他機関から情報を入手する際も同様に、法令で定められた手続・様式及びデータ標準などにより授受をすることで、不必要な情報を入手すること及び必要な情報を不正な方法で入手することを防止する。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<本人から個人番号の提供を求める場合の措置> 番号法等の法令に基づき、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。 <代理人から個人番号の提供を求める場合の措置> 番号法等の法令に基づき、委任状等で代理権の確認を行うとともに、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で代理人の本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法等の法令に基づき、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等の書類で確認するなどの方法により行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	山梨県に提出された申告書等に記載される氏名・住所等の本人確認に関わる情報は、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類などにより確認し、保存期間の範囲で原本を保管する。また、これらの情報は税務システム内の税情報等との突合及びその他の調査により随時の確認と修正を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当名及び所在地を明示し、当該所在地あての送付を案内する。 ・他機関から情報を入手する際は、総合行政ネットワークなどの専用線を利用するか、受け渡しを証する書面により暗号化された電子記録媒体により行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	業務に関係の無い情報にアクセスできないよう、職員認証及び権限管理機能によりアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システム及び国税連携システムでは、税務に関係の無い情報を保有していないため、税務以外の情報との紐付けは行われない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	県税の賦課徴収に関する事務で利用する端末は、その用途とリスクに応じて適切な方法で認証を行う。個人ごとに付与したユーザID及びパスワードによる認証を行う場合、ログインに必要なパスワードは税務システムセキュリティ実施手順に従い堅牢なものを設定し、厳重な管理と定期的な変更を行うよう義務付ける。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税務システム管理者は発令などにより異動となる職員を確認し、ユーザIDの発行、失効又は権限の変更を行っている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザIDは、操作者の所属及び担当業務により、各サブシステムごと(税目・機能単位)で設定される。さらに、個人番号については、個別にアクセス制限なし・参照権限あり・登録権限あり・削除権限ありの別に設定している。また、アクセスログを調査することにより、適正な利用が行われていることを確認する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ログイン・ログアウトした記録(ユーザID、日時、選択したオンライン処理)及びサーバへログイン・ログアウトした記録(ユーザID、日時)は5年間保存する。保存期間経過後は、税務システム管理者の承認を得て破棄する。また、定期的にサーバに侵入事跡がないか確認している。
その他の措置の内容	税務システムの運用状況等については、運用維持管理業務者と、少なくとも1月に1回会議を開き、運用維持の分析・検討を行い、必要な措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	税務システムセキュリティ実施手順書で、税務情報の持ち出しの制限や業務外利用の禁止を定め、その遵守を求めている。また、研修において税務システム担当者によるログの監視等が行われることを周知し、業務外での利用を抑止している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	税務システム内の特定個人情報は業務担当者の画面操作により照会・更新することは可能であるが、ファイル形式で抽出することはできない。業務上の必要からファイル形式での作業を行う場合は、目的達成に最低限必要な範囲のファイルを、暗号化を行うなどの措置を講じたうえで、入退室管理された指定場所において、ネットワーク又は媒体により、システム管理担当者から業務担当者へこれを提供する。システム管理担当者は、業務担当者への提供後直ちに、サーバ内で作成されたファイルを削除し、その記録を残すこととする。なお、媒体によりファイルの提供を行った場合は、システム管理担当者は、業務担当者から媒体の返却を受けてこれを破壊し、その記録を残すこととする。また、業務担当者は作業を指定場所のみで行うこととし、特定個人情報を含むファイルの指定場所からの持ち出しを禁止する。さらに、業務担当者は、作業完了後直ちに、作業で利用した特定個人情報を含む全てのファイルを削除し、その記録を残すこととする。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託先の選定においては、プライバシーマーク及びISMS取得の事実の有無などから情報管理体制整備の確認を行っている。また、委託先と取り交わす契約において「個人情報保護に係る責任体制報告書」の提出を義務付け、セキュリティ責任者及び作業従事者の報告を受けている。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	委託先と取り交わす契約において「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」の遵守を求め、情報資産の利用及び提供の制限を行っている。これらの中で委託先には業務従事者の特定と書面での報告が求められており、県は当該書面により必要最小限の人員体制で業務が行われるかチェックし、閲覧者・更新者を制限している。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先から作業実績等の記録の提出や報告を受けている。 ・電子記録媒体により情報の授受を行う場合は書面等で記録を残す。	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は県の事前の承認を受けた場合を除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供並びに受託業務の第三者への委託をしてはならない。また、受託業務の第三者への委託について県の事前の承認を受けた場合であっても、外国にある第三者への受託業務の委託を行ってはならない。委託先及び第三者は、海外において特定個人情報ファイルの管理を行うなど特定個人情報を海外に流失させるおそれのある行為を行ってはならない。さらに、必要に応じて「情報セキュリティに関する特記事項」に基づき、委託先に対して実地に調査を行うこと、または説明若しくは報告を求めることにより、ルール遵守の確認を行う。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報が記録された資料等を提供する際は、提供を確認する通知又は引渡書などを書面にて引き渡す。	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「情報セキュリティに関する特記事項」において、委託業務終了後に、県から提供を受けた特定個人情報が記録された資料の返却等を義務付けている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	秘密の保持、事務従事者への周知、作業場所・作業従事者の限定、漏えい・滅失又はき損の防止、保管場所、複写又は複製の禁止、業務終了後の返却、適法かつ公正な方法による取得、利用及び提供の制限、再委託の禁止、取り扱いの調査、必要な指示、事故等の報告、個人情報保護方針の策定	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	原則として再委託は禁止しているが、事前に協議がなされた場合、情報保護管理体制を含め、再委託の内容や再委託先の妥当性判断を行った上で承認を行うことで例外的に認めている。また、委託先事業者が再委託をするときは、再委託先事業者をして個人情報取扱特記事項により委託先事業者が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。）第22条及び第29条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、政令で定められた期間保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置（番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。）第20条）により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置（番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第20条）により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	国税連携システムにより他都道府県へ特定個人情報を提供する場合は、システムの仕様上、他都道府県以外に提供はできず、また、不必要な情報を提供することもできない。 また、国税連携システムによらない方法で特定個人情報の提供を行う場合は、複数の者で確認を行うなどのリスク対策を講じる。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;県税事務の運用における措置&gt;            番号法別表第二において情報連携を認められた業務に従事する者のみに統合宛名システム及び中間サーバーのIDを付与するなど、必要最小限の職員の利用を認める。</p> <p>&lt;統合宛名システムのソフトウェアにおける措置&gt;            統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;統合宛名システムの運用における措置&gt;            統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録することで、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。            (※2) 番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。            (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;            統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;            ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。            ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムのソフトウェアにおける措置&gt;            統合宛名システムは照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインターフェースシステムにより処理通番等を入力した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;            中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;統合宛名システムのソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。  ②統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p>&lt;統合宛名システムの運用における措置&gt;  統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録することで、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;統合宛名システムのソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。</p> <p>②統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>③統合宛名システムと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>&lt;統合宛名システムの運用における措置&gt;</p> <p>統合宛名システムの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映している。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;税務システムにおける措置&gt;</p> <p>①税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退出管理、有人監視及び施錠管理されており、防火設備(地震・火災・水害・雷害・非常事態策)が整っている。</p> <p>②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</p> <p>③電源は2系統の受電経路が確保されており、冗長化対策が講じられている。また、全てのサーバ機器に係る電源については、常時給電型無停電電源装置を設置している。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt;税務システムにおける措置&gt;</p> <p>①ログインにはIDとパスワードによる認証を必要としている。</p> <p>②税務システムを構成するサーバ及び端末に対し、ウイルス対策ソフトを導入し常時起動させるとともに、ウイルス定義ファイルを最新の状態に更新している。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>④サーバへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムによりアクセス制御をしており、システム管理者から許可を得たもの以外は、サーバを参照・更新・消去することができない仕組みとなっている。</p> <p>⑤その他、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクについては、社会情勢の変化等に対応しリスクを軽減させる対策を継続的に実施する。</p> <p>&lt;中間サーバ・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	税務システム内の特定個人情報は、賦課・徴収事務及び随時の調査により情報で更新を行う。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存の必要がある年数を経過し、不要となった課税データ等を抽出・消去等を行う。 ・申請書等の紙媒体については、専門業者による溶解処理を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt;税務システムにおける措置&gt; 「山梨県情報セキュリティポリシー」に基づき、年に1回「情報システムの情報セキュリティに係る自己点検票」による自己点検を行っている。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について自己評価を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt;税務システムにおける措置&gt; 「山梨県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ幹事課による監査を受けている。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; 一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンター(eLTAX)については、協議会において、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt; 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p>&lt;税務システムにおける措置&gt; ・初任者研修において、マイナンバー制度及び情報セキュリティに関する研修を実施する。 ・各所属の情報セキュリティ担当者が中心となり、毎年度、情報セキュリティに係る研修を実施する。 ・その他、従業者には、セキュリティに係る資格等に要する知識の習得に努めさせるとともに、研修の機会も用意することとする。 ・これらの措置により、県税の賦課徴収に関する事務におけるマイナンバーの利用について、必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上、知識の習得を図り、その記録を残す。 ・従業者の違反行為が発覚した場合、違反した従業者の操作権限を停止する。</p> <p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt; 一般社団法人地方電子化協議会が実施しているセキュリティ研修会及び研修資料により担当者の研修を行っている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分～17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
②請求方法	山梨県個人情報保護条例に基づいて開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	
③手数料等	[ 有料 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 有料 2) 無料</span> (手数料額、納付方法: 請求及び閲覧は無料。写しの交付等については実費相当額の納付を要する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 行っている 2) 行っていない</span>
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山梨県総務部税務課システム管理担当 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁北別館4館) 電話番号:055(223)1388 ファックス番号:055(223)1390
②対応方法	問合せの内容について記録する。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年2月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見提出制度実施要綱に基づき実施する。
②実施日・期間	令和5年1月27日(金)～令和5年2月25日(土)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	無し
⑤評価書への反映	無し
3. 第三者点検	
①実施日	(諮問) 令和5年2月17日(金) (審議) 令和5年3月2日(木) (答申) 令和5年3月10日(金)
②方法	山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)第52条第1項第3号の規定により、山梨県個人情報保護審議会に諮問
③結果	評価書(案)については、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるとした上で、次の意見が付された。  本評価書においては、I-2のシステム4(5ページ)に記載された「住民基本台帳ネットワークシステム」の本事務における位置づけが明確になっておらず、利用者に不安を与えるものとなっている。評価書のIの「(別添1)事務の内容」(7ページ)に明記する等の修正をすべきであると意見する。  上記答申を受け、評価書に事務の内容における当該システムの位置づけを明記した。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 鷹野 正則	総務部税務課長 保坂 陽一	事後	人事異動
平成30年2月14日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により申告書等の確認を行う。 ⑧納税者からの納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。	①納税者から提出される個人番号が記載された申告書等を受け付け、確認を行う。 ②関係機関等からの情報により個人番号が記載された申告書等の確認を行う。 ⑧納税者からの個人番号が記載された納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。	事前	重要な変更
平成30年2月14日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (別添1)		「④納税通知書／納付書の送付」の矢印の色を黄色から無色に修正 「⑧納税証明書交付請求」の矢印を無色から黄色に修正 (備考)の①、②、⑧に「個人番号が記載された」を追加	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	4件	6件	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5		山梨県新税務システム構築業務委託の追加	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新税務システム構築に係るデータ移行業務の追加	事前	重要な変更
平成30年2月14日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		〈税務システムデータベースファイル(新)〉の追加	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月14日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	<p>税務システム内の特定個人情報は業務担当者の画面操作より照会・更新することは可能であるが、ファイル形式で抽出することはできない。業務上の必要からファイル形式での作業を行う場合は、システム管理担当者から目的達成に最低限必要な範囲のみを、暗号化を行うなどの措置を講じたうえで、業務担当者へこれを受渡す。また、媒体によりファイルの受渡しを行う場合は、受渡しの目的を達した後、直ちにこれを破壊するものとし、その記録を残すこととする。</p>	<p>税務システム内の特定個人情報は業務担当者の画面操作により照会・更新することは可能であるが、ファイル形式で抽出することはできない。業務上の必要からファイル形式での作業を行う場合は、目的達成に最低限必要な範囲のファイルを、暗号化を行うなどの措置を講じたうえで、入退室管理された指定場所において、ネットワーク又は媒体により、システム管理担当者から業務担当者へこれを提供する。システム管理担当者は、業務担当者への提供後直ちに、サーバ内で作成されたファイルを削除し、その記録を残すこととする。なお、媒体によりファイルの提供を行った場合は、システム管理担当者は、業務担当者から媒体の返却を受けてこれを破壊し、その記録を残すこととする。また、業務担当者は作業を指定場所のみで行うこととし、特定個人情報を含むファイルの指定場所からの持ち出しを禁止する。さらに、業務担当者は、作業完了後直ちに、作業で利用した特定個人情報を含む全てのファイルを削除し、その記</p>	事前	重要な変更
平成30年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年4月23日(木)～平成27年5月22日(金)	平成29年10月26日(木)～平成29年11月24日(金)	事前	重要な変更
平成30年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	(諮問)平成27年6月4日(木) (審議)平成27年7月7日(火)、8月12日(水)、8月27日(木) (答申)平成27年8月27日(木)	(諮問)平成29年12月15日(金) (審議)平成29年12月26日(火) (答申)平成30年1月29日(月)	事前	重要な変更
平成30年2月14日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	<p>評価書(案)については、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるとした上で、次の意見が付された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権限のない者のなりすましによる情報漏えいについて、リスクに応じた対策を講じること。</li> <li>・外部からの攻撃による情報漏えいについて、さらなる対策を講じること。</li> <li>・情報セキュリティに関する資格の取得を求めると、従業者等に必要な知識を習得させること。</li> <li>・「違反行為をした従業者等に対する措置」について評価書に記載すること。</li> </ul> <p>上記に加え、リスク対策についてより具体的な記載等を行うことについての答申を受け、評価書の追記・修正を行った。</p>	<p>評価書(案)については、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められるとした上で、次の意見が付された。</p> <p>本件評価書のⅢ-3の「リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」における「リスクに対する措置の内容」については、特定個人情報ファイルの受け渡し先での取扱いに係る措置についての記載がされておらず、リスク対策としてなお不十分と読み取れるため、当審議会としては、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が一層図られるよう本件評価書への記載を修正すべきであると意見する。</p> <p>上記答申を受け、評価書に具体的な対応を記載した。</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	総務部税務課長 保坂 陽一	総務部税務課長 今井 幸一	事後	人事異動
平成30年5月10日	I 基本情報-5.個人番号の利用-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第16項及び第89項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第16項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令改正
平成30年5月10日	I 基本情報-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び同法別表第二の第28項	・番号法第19条第7号及び同法別表第二の第28項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	事後	法令改正
平成30年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法令改正
平成30年5月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第12号	番号法第19条第9号及び第14号	事後	法令改正
平成30年5月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、政令で定められた期間保存する。	番号法第十九条第九号、同施行令第二十三条及び第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、政令で定められた期間保存する。	事後	法令改正
平成30年5月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第九号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	事後	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとし、提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第九号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)により安全性を確保する。また、提供先に情報漏えいに対応するために必要な体制の整備をしていることを確認するとともに、必要項目の記録を政令で定められた期間保存するよう求める。	事後	法令改正
平成30年5月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第12号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	法令改正
令和元年12月24日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要一6. 特定個人情報の保管・消去一①保管場所	県における措置> ・サーバ室の中に設置したサーバに保管されており、サーバ室への入退室は、ICカードにより管理している(ICカードが無いものは入退室することができない)。また、サーバラックは保守作業時を除き、施錠されている。 ・サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<県における措置> ・データセンター内のサーバ室に設置したサーバに保管されており、データセンターへ入退館は24時間管理され、入館には事前申請と写真付き身分証明書の提示を義務付けている。サーバ室への入退室は、生体認証ドにより管理している(事前に生体認証が登録されていないものは入退室することができない)。また、サーバラックは保守作業時を除き、施錠されている。 ・監視カメラによって、データセンターへの入退館時及びサーバ室への入退室時、ラック周囲、通路の状況を監視・記録している。 ・サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和元年12月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策一7. 特定個人情報の保管・消去一リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク一⑤ 物理的対策	<税務システムにおける措置> ① 税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ② サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③ 全てのサーバ機器に係る電源については、常時給電型無停電電源装置を設置している。	① 税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退室管理、有人監視及び施錠管理されており、防災設備(地震・火災・水害・雷害・非常時対策)が整っている。 ② サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③ 電源は、2系統の受電経路が確保されており、冗長化対策が講じられている。また、全てのサーバ機器に係る電源については、常時給電型無停電電源装置を設置している。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和元年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)		<税務システムデータベースファイル(現行)>の削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和元年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 (別添2)	<税務システムデータベースファイル(新)>	<税務システムデータベースファイル>	事後	軽微な変更
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	6件	4件	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新税務システム構築に係るデータ移行業務の削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和2年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6		新税務システム構築に係るデータ移行業務の削除	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更
令和2年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 今井 幸一	総務部税務課長 村松 茂樹	事後	人事異動
令和3年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	総務部税務課長 村松 茂樹	課長	事後	様式変更
令和3年9月1日	I 基本情報-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法令改正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事前	法令改正
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号及び第14号	番号法第19条第10号及び第15号	事前	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	番号法第十九条第九号	番号法第十九条第十号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第十九条第九号	番号法第十九条第十号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法第十九条第九号	番号法第十九条第十号	事前	法令改正
令和3年9月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	第19条第14号	第19条第15号	事前	法令改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年12月14日	事後	番号制度の導入に伴う税務システムの初期セットアップ業務に係る業務委託契約締結日に修正
令和4年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 ※	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)	事後	法令改正
令和4年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 <税務システムにおける措置>	<税務システムにおける措置> ①・②略	<税務システムにおける措置> ①・②略 ③ディスク交換やハード更改等の際は、税務システムサーバーのハードウェアの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	税務システムにおける措置について、実態に即した記載を追加
令和4年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 <統合宛名システムにおける措置>	<統合宛名システムにおける措置> 統合宛名システムの特定期間情報は、原本である税務システムの特定期間情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。	<統合宛名システムにおける措置> ①統合宛名システムの特定期間情報は、原本である税務システムの特定期間情報の消去と同期を取って、データベースから消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、統合宛名システムサーバーのハードウェアの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	統合宛名システムにおける措置について、実態に即した記載を追加
令和4年11月18日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 <統合宛名システムにおける措置>	<国税連携システム(eLTAX)における措置> 操作手引書で定められた手順により、権限のある職員が消去する。	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ①操作手引書で定められた手順により、権限のある職員が消去する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、国税連携システム(eLTAX)サーバーの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出されないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	国税連携システム(eLTAX)における措置について、実態に即した記載を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報の取扱の委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は県の事前の承認を受けた場合を除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供 _____ をしてはならない。また、 _____ 県の事前の承認を受けた場合を除き、受託業務の第三者への委託は原則として禁止されている。 _____ さらに、必要に応じて「情報セキュリティに関する特記事項」に基づき、委託先に対して実地に調査を行うこと、または説明若しくは報告を求めることにより、ルール遵守の確認を行う。	委託先は県の事前の承認を受けた場合を除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供並びに受託業務の第三者への委託をしてはならない。また、受託業務の第三者への委託について県の事前の承認を受けた場合であっても、外国にある第三者への受託業務の委託を行ってはならない。委託先及び第三者は、海外において特定個人情報ファイルの管理を行うなど特定個人情報を海外に流失させるおそれのある行為を行ってはならない。さらに、必要に応じて「情報セキュリティに関する特記事項」に基づき、委託先に対して実地に調査を行うこと、または説明若しくは報告を求めることにより、ルール遵守の確認を行う。	事後	法令改正
令和4年11月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	番号法第十九条第十号、同施行令第二十三条及び第二十九条	番号法第19条第10号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号。以下「番号法施行令」という。)第22条及び第29条	事後	法令改正
令和4年11月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第十九条第十号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条	番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号。以下「番号法施行規則」という。)第20条	事後	法令改正
令和4年11月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	番号法第十九条第十号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条	番号法第19条第10号、番号法施行令第22条及び番号法施行規則第20条	事後	法令改正
令和4年11月18日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)	電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示151号)	事後	法令改正
令和4年11月18日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ②方法	山梨県個人情報保護条例第59条第1項第3号	山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号)第52条第1項第3号	事後	法令改正
令和5年3月10日	別添1 事務の内容		住民基本台帳ネットワークシステム	事後	個人情報保護審議会答申に基づく変更